

全技連マイスター会会章規程

(目的)

第1 この規程は、全技連マイスター会会章(以下「会章」という)につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(会章の性格)

第2 会章は、ものづくりをとおして、優れた技能・文化を後世に伝承する重要な責務を担う全技連マイスター会会員(以下「会員」という)の目的意識高揚と、会員の力を結実させ広く技能に対する社会的評価を高めるための全技連マイスター会活動の、統一の表象とする。

(意匠)

第3 会章の意匠は、下図のとおりとする



* 本意匠の原案作成者は、全技連マイスター会会員野原久義氏である。

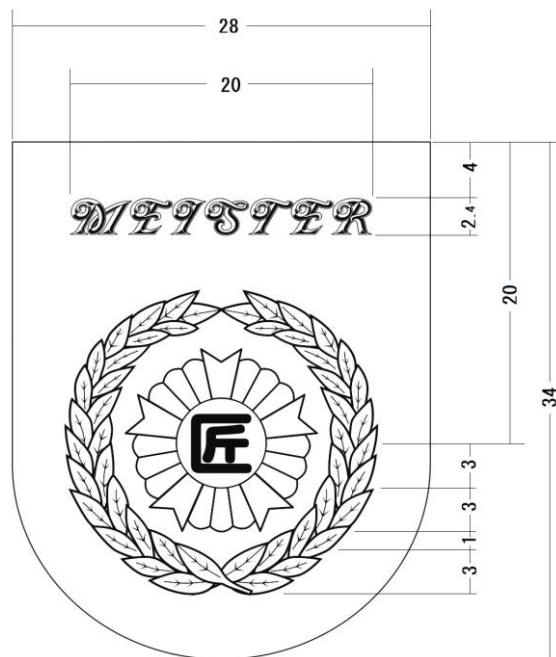
(意匠の基本構成)

第4 意匠の基本構成は、下表のとおりとする。

構成部名称	構成部内容等	備考
外縁部	長方形及びそれに接する半円形で構成	
文字部	外縁部上辺に MEISTER (ミラノ体) の文字を配置	広く世界に躍進する優れた技能集団である全技連マイスターを象徴する
内縁部	オリーブ枝環	技能の伸長と豊かな実りを象徴する
	旭日	技能社会の明るい未来を象徴する
	「匠」の文字 (丸ゴシック体)	優れた技能の持ち主である技能士を象徴する

(意匠の寸法)

第5 意匠の寸法(比率)は、下図のとおりとする。



(会章の使用)

第6 会員は、公序良俗に反しない限りにおいて、会章を自由に使用することができる。

2 全技連マイスター会ブロック会及び全技連マイスター会都道府県支部(以下「ブロック会及び支部」という)は会章の意匠を基本として、ブロック会及び支部の名称を加えた徽章を作成することができる。

附則

この規定は、平成29年1月20日から施行する。